

第 23 期第 3 回（令和 7 年度第 3 回）

山口県日本海海区

漁業調整委員会議事録

令和 7 年 8 月 19 日

山口県日本海海区漁業調整委員会

第23期第3回（令和7年度第3回）山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年8月19日（火） 午後1時30分から
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 中島 均
- 4 開催通知を  
発した日 令和7年8月13日（水）
- 5 通知した項目
  - (1) 議題
    - 第1号議案 遊漁者の火光利用の制限について（委員会指示更新）
    - 第2号議案 まきえ釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）
    - 第3号議案 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案（令和8年度要望事項）について
  - (2) その他（報告事項）
    - 報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望活動の結果について
    - 報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）
    - 報告事項ウ 第31回 見島周辺海域における沿岸漁業と沖合底びき網漁業との漁場利用に関する協議会の結果について
- 6 出席者  
(委員：12名)  
中島 均、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、濱谷 正、宇都宮 康彦、  
河野 敏春、一木 清久、益田 雅和、水津 和弘、梶本 久繁、阪井 章二  
  
(県及び事務局)  
水産振興課 課長 向井 秀  
生産振興班 主任 國森 拓也  
主任技師 中村 虎之介  
漁業調整取締班 主査 枝廣 直樹  
主任 石田 健太  
技師 大谷 拓也  
下関水産振興局 主査 神尾 豊

萩・長門農林水産事務所  
事務局

主査	岡本	悟
事務局長	魚津	勝
書記	竹川	陽菜
書記	藤井	玲光

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 遊漁者の火光利用の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 まきえ釣り漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案（令和8年度要望事項）について

【審議結果】

- ・沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について  
⇒ 原案のとおりブロック会議へ提案することを決定した。
- ・海洋レジャーに対する指導強化について  
⇒ 原案に水上スキーの現況等を追記し、ブロック会議へ提案することを決定した。
- ・我が国EEZにおける韓国延縄漁船の操業禁止について  
⇒ 原案のとおりブロック会議へ提案することを決定した。

(2) 報告事項

報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望活動の結果について事務局から報告を受けた。

報告事項イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）

水産振興課から報告を受けた。

報告事項ウ 第31回 見島周辺海域における沿岸漁業と沖合底びき網漁業との漁場利用に関する協議会の結果について

水産振興課から報告を受けた。

## 9 審議の概要

魚津事務局長 　ただ今から令和7年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。本日は、委員定数15名のうち12名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

　議事に入ります前に、会長からご挨拶をお願いいたします。

中島会長 　暑い中ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

　前回、6月13日の委員会以降、我々委員が関与する事業として、7月5日に沿岸漁業と沖合曳き網漁業の操業調整に関する協議会、そして8月5日には、これが県内協議ということですが、今後、県なり事務局が大中まき網漁業と協議をするにあたっての県内の事前協議ということで開催がありました。この沖底との協議につきましては後ほど報告があると思っておりますけれども、関係した委員の皆さん、大変お疲れ様でした、暑い中。

　それでは、本日は、海区委員会指示の更新が2つ、そして全漁調連の日本海ブロック会議への提案ということで、議題が1項目設けられております。

　慎重な審議をよろしくをお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうもお疲れ様です。

魚津事務局長 　ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、会長をお願いいたします。

中島会長 　はい。それでは、会議進行しますが、その前に、議事録署名人ですが、本日は阪井委員さん、そして水津委員さんをお願いいたします。

　よろしいですかね。はい、よろしくをお願いいたします。

　それでは、早速議事に入りますけれども、第1号議案「遊漁者の火光利用の制限について」について、委員会指示の更新ですけれども、上程をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

竹川書記 　事務局の竹川です。座って説明させていただきます。お手元の資料の1ページをご覧ください。では、第1号議案「遊漁者の火光利用の制限について」について、ご説明いたします。

　まず、委員会指示発出の経緯をご説明します。

平成9年1月22日付けで、下関外海漁業共励会から当海区会長あてに、遊漁船に対する火光利用の規制を行うよう陳情書が提出され、同年2月の委員会で指示することが決定しました。また、同日付けで山口県海面利用協議会会長あてに諮問し、同年3月開催の協議会で異議ない旨が答申されています。

同年5月、水産庁に対して遊漁者の火光利用の制限について事前協議し、7月上旬の水産庁の現地調査を経て正式に協議を行い、同年7月23日付けで異存ない旨が回答されました。

これを受けて、同年8月開催の第2回委員会において指示案が審議され、委員会指示を発出することが決定しました。

その後平成13年度の委員会において、指示の有効期間が従来の1年間から3年間に変更されており、以後は3年毎に同じ内容で更新され、現在に至っています。

委員会指示案はページをめくっていただいて、2ページをご確認いただければと思います。説明は以上です。

中島会長

はい、ありがとうございました。以上の説明に対しまして、何かご質問等ございませんか。

まああの、ご案内のとおり、漁業の方は10キロワットということで、許可の制限条件なり、ああ違う、今は条件か、条件なりで規定されていますけれども、遊漁にはなかったということで、こういう規定が委員会指示で設けられています。

現場の方で何か、例えば遊漁船がようけ火を焚いとるとか、そういうような話はございませんか。

濱谷委員

あのLEDか水銀灯とかわからんちゃね。ようけつけちよるのがおるけど、ありゃLEDか水銀灯やろかっていうのが全然わからない。

中島会長

確かにね、LEDは消費電力が少ないですからね。同じ10キロワットでもかなり光力増すようなところもあるでしょうか。

今後、その辺も1つの検討課題にはなるとは思いますけど。

濱谷委員

4トンくらい（の船）によくついちよると思うけど、川尻だけで見たら。

中島会長

まああの明るいようなこと、特に下関の方はね、福岡県の方からも来る船があると思いますので、まあそういうことがありましたら…

濱谷委員

角島からも東側も、川尻岬から仙崎湾、深川湾の沖合も。

中島会長            まあそういうのがありましたら、また県の方に情報いただいて、是正できるものを是正していきたいということでよろしくお願ひしたいと思いますが、県の方。

魚津事務局長      はい。

中島会長            じゃああの他に質問、意見等は。

一木委員            はい。船なんですけど、水中灯、遊漁船の水中灯やりよって、ワット数は関係ないよね、上と下の区別。上も下でも関係ないということでもいいよね？前も聞いたことあるけど。

中島会長            事務局どうです。水中灯入れることについて規制はないよな。

濱谷委員            発電機 10 キロワットやから、10 キロワット以内でやれば関係なかろう。

魚津事務局長      そうですね、総設備容量が 10 キロワット以内ですね。

濱谷委員            だってそれくらいみんな 15 キロワットついとるよ、発電機が、大きな船は。

一木委員            小さい船でもついてるけどね。

濱谷委員            小さい船もね、50～60 馬力だと、15 キロワットの発電機は回しきらない、50 馬力くらいやったら。でも今は馬力が大きいからね、みんな 15 キロワットつけとるよ。あの電気の玉、水銀灯の玉の 4 キロワットを 3 個つけてるから、大きなもん。でも保安庁来ても何も言わんから。そこは調べてる？あの玉はみな 4 キロワットよ。

魚津事務局長      集魚灯に使用する発電機の総設備容量が 10 キロワットっていうことで、まあ当然、小さな漁船であればそれを併用してる可能性もあるんですけども。

濱谷委員            3（個）×4（キロワット）で 12 キロワットやろ。

魚津事務局長      基本的には、発電機については、その外海側においては、その発電機の整理カードという形の中で、発電機はその 10 キロワットであるっていうことを確認して、漁船の建造とかですね、確認等は、作業は行っているところではあるとは思んですけど。

濱谷委員 3 (個) × 4 (キロワット) で12キロワットやろ、計算したら。

魚津事務局長 まあそれは、3キロワットが4個ついたら12キロワットになりますよね。

濱谷委員 うん、3キロワットやったら、9キロワットからなんぼでも焚かれるけど、4キロワットのはずだ、水銀灯の玉やったら。12キロワットよ、10キロワットだと焚かられん。

中島会長 それは漁船です？

濱谷委員 漁船。

中島会長 まああの今、事務局の方からありました。私も昔は発電機ずっと見て回ってましたからわかりますけれども、10キロワットの定格出力から若干はオーバーできるんですけどね、現実的には。発電機が10キロワットということで、県も漁船の検認等で調査をしてますので、まああまりにもひどいのがありましたら、また県の方に言っていただければと思います。

だから、水中灯については区別がないということですので。

一木委員 まあその漁業者が10キロワット焚いて、水中灯で何するんだろうかと。

濱谷委員 計算したらわかる。そこんところ10キロワット内でもね、2000(ワット)を5個つけて10キロワットやろ。そしたら、そのうちの1個水中灯に取ったら、10キロワットになるからわかるけどね。別に取り付けるときはあれだけ。だから、そんな時の発電機のあれ、出力のあれと電気の出力のあれを計算せんとわからないよね。

だから、3000(ワット)やったら、2灯焚いて、水中灯1灯やったら、10キロワット内で済むけど、上に10キロワット焚いて、下に水中灯入れたら、それは10キロワット以上に当たるからね。そういう風になる。

中島会長 よろしいですかね。他に皆さん大丈夫ですか。

じゃああの、他にないようですので、委員会指示は原案どおり更新するということによろしいですか。

委員一同 はい。

中島会長

はい、ありがとうございます。全員異議なしと認めますので、第1号議案は原案どおり可決ということになりました。

引き続き、第2号議案「まきえ釣り漁業の禁止について」を上程いたします。事務局、説明をお願いいたします。

竹川書記

事務局の竹川です。座って説明させていただきます。

第2号議案「まきえ釣り漁業の禁止について」、ご説明します。お手元の資料3ページをご覧ください。

委員会指示発出の経緯をご説明します。昭和43年9月開催の委員会において、当時の小串漁協から、長崎県の大形漁船が角島西沖の沈船魚礁において、通称「かぶせ釣り」又は「まき落とし釣り」を操業し、ダルマ・アラ等を釣っていること。当該漁法は、効率漁法であること。当該漁船は、数日間滞在するなど漁場を占有し、また、漁具を切断するなど地元漁船の操業に支障が出ていること、等が報告され、早急に対策を講じるよう要請されました。ここで「かぶせ釣り」「まき落とし釣り」とは、次の4ページをご覧くださいと思いますが、図のような漁具で、袋の中にまきえと針を入れ、一定の水深で袋を開くことにより、集魚効果を高め、漁獲する効率漁法です。

3ページに戻っていただいて、経緯の(2)、先ほどの小串漁協からの報告は急遽議題として取り上げられ、審議の結果、委員会指示で当該漁業を禁止することが決定し、同年10月1日付けで指示期間1年の委員会指示が発動されました。

その後昭和50年に、飼付漁業権に基づくものを除外とした、現在の指示内容に変更されてからは、特に変更もなく毎年指示が更新されており、平成13年度の委員会において、指示の有効期間が1年間から3年間に変更されています。

平成22年度の委員会において、更新するか否かの審議がなされましたが、長崎県では現在も当該漁業の操業実態があり、本委員会指示を廃止した場合、本県地先において、旧来のようなトラブルを惹起する可能性があることから、当面、同内容での「委員会指示更新」が決議され、現在に至っています。

委員会指示案はページをめくっていただいて、5ページをご確認いただければと思います。説明は以上です。

中島会長

はい、ありがとうございました。事務局の方から説明がありましたけれども、この件に関しまして質問等はございますでしょうか。だいぶ古い委員会指示なんでよろしいですか。

委員一同

はい。

中島会長            はい、ありがとうございます。それでは、意見のないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を更新するというところでよろしいでしょうか。

委員一同            はい。

中島会長            はい、ありがとうございます。じゃあ、委員会指示更新ということで。

次に、第3号議案「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案について」を上程いたします。なお、会長として、私、全漁調連の会長ということになりましたので、先般、政府要望を行ってまいりました。本日の予定では、報告事項としてこの状況を報告することとしておりましたが、関連するので、先に報告事項を済ませてから、この議案の方に入りたいと思います。報告をお願いいたします。

枝廣書記            すいません、こちら座っておりますけど、事務局としましてご報告させていただきます。座って説明させていただきます。委員会資料の10ページをお開きください。

今中島会長が仰ったとおりですね、今年の5月から全漁調連の会長県を山口県日本海が引き受けておりますので、この政府要望もですね、当海区が主体となって行って来たというところでございます。

日時は先月、7月23日。要望先は、そこに記載しているとおり、国交省、海上保安庁、外務省、水産庁、それから衆参（議院）の農水委員長に対して要望活動を行っております。

要望者としては、全漁調連の中島会長、副会長、理事、監事、全漁調連の役員プラス事務局職員、総勢33名で活動をしてまいりました。

結果としましては、関係省庁等に対しまして、今年5月の総会で決議された次の大項目としましては7つで、小項目としては62項目ありますけれども、こちらを要望してきたと。で、関係省庁からはですね、別添のとおり回答があったということで、別にホッチキス留めで小さい字でたくさん書いてある冊子があるんですけども、こちらをちょっとご覧いただければと思います。こちらがですね、全部で62項目あるんですけども、全てを説明するには時間がございませんので、本日は、当海区が要望している項目っていうのがいくつかございますので、そちらに関連するところだけご紹介したいと思います。

皆さん、それじゃあ、その冊子ですね、11ページをご覧ください。11ページの1番下の1の②というところです。

ご承知のとおり、大中まきとのもので、操業調整、問題になってお

りますので、当海区としまして要望をいたしております。左の方がですね、提案内容ということですが、1の②の5行目ぐらい書いてありますけれども、沿岸漁業者にとって重要な天然礁とか人工礁における操業禁止区域の拡大や休漁期間の拡大等、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進めてほしい、そういった趣旨で当海区から要望をしております。

それに対する水産庁の回答が右側になりますけれども、まず1番ですけれども、沿岸・沖合漁業ともに共存共栄を図っていくということが重要である。2番ですけれども、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことによって操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。3番、一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、海洋環境の変化や漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取り組みが行われていることも踏まえつつ、引き続き双方の共存共栄を図るべく、話し合いの斡旋や立会いを行っていききたいと、そういった趣旨の回答がございました。

次に、12ページをご覧ください。12ページの下、1番下の1の⑤のところですが、こちらはですね、大中まきの大型化に関して当海区から要望をしております。大型化する場合は事前に沿岸漁業者の十分な理解を得た上で進めてほしいと、そういった要望をしているわけですが、それに対して水産庁からは、右側の1番のところですが、労働人口が減少する中で漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めているところである。2番のところですが、漁業構造改革総合対策事業、いわゆるもうかる漁業の操業支援事業というものにおいて大型化の導入等の支援を行う際には、資源への悪影響がないことを確認した上で、関係漁業者からも理解を得ながら進めていると。3番のところでは、漁業法ではIQですね、船ごとに漁獲量を割り当てるIQ制度が導入された船については、トン数規制等の規模の制限を定めないという風に法律で定めているけれども、操業期間や区域、トン数制限などの措置を講じていくなど、関係漁業者と丁寧に調整して進めていききたいと、そういった趣旨の回答がございました。

続いて、すいません、16ページをご覧ください。16ページの1番上の5番の②のところですが、VMS、これ大中まき等に関するものですけれども、VMS、いわゆるその衛星を使ってですね、大中まきがどこにいるのか、区域内で操業しているかというのを確認できるシステムがあるんですけれども、こういったVMSを有効に活用した取り締まり強化をしてほしいという要望を行っております。それに対しては水産庁の方からは、大臣許可については全許可船へこのVMSの設置、常時作動等を義務付けていると。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていくと、そういった趣旨の回答がございました。

続いて、29 ページをご覧ください。29 ページの 1 番上ですね、1 の②のところですが、スピアフィッシングに関する要望も当海区から行っております。スピアフィッシングの利用者に対して、衝突事故防止のための目印となるような標識の設置義務付けですとか、各地域のルール順守、安全教育、資源管理意識の調整等、指導・普及啓発を強化することと、そういった内容で要望をしております。

それに対して水産庁からは、右の 2 番のところありますけれども、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取り扱いや規制のあり方については、各都道府県の実態に即した対応を検討してほしいと。3 番のところですが、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応していると。また、HP で遊漁の部屋を設けているほか、パンフレットを作成して配布をしていると。遊漁団体等とも連携して、釣り教室等において遊漁者への指導や普及啓発に努めている、そういった趣旨の回答がございました。

続いて、次の 30 ページをご覧ください。30 ページの 1 番下の 2 の②のところですが、こちらは水上バイクに関しての要望でございます。法令や規則、マナーの周知徹底を図ってほしいということとか、水上バイクについて、利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施してほしい、そういった要望を当海区から行っております。それに対しまして、この問題は基本的に水産庁というよりは国交省が主担当になるということで、国交省の回答としましては、右の 31 ページのですね、下から 9 行目ぐらいの「さらに」というところ辺りを見ていただきたいんですけども、さらに、水上バイクについては、メーカー直営販売店等で組織化された全国 NPO 法人パーソナルウォータークラフト安全協会というところにおいて、安全に係る周知啓発活動を実施しており、国交省もその活動を促進している。また、国交省においては、ボートユーザー等が多く集まる全国のボートショー等のイベント等において安全啓発にかかる周知活動を実施していると。そういったことで、国交省としては、こういった取り組みを通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めていきたい、そういった回答がございました。

最後ですけれども、次の 32 ページをご覧ください。32 ページの上、3 の①です。こちらはミニボートに関する要望を行っております。中段のところにありますけれども、漁船との衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板を掲げるということで、当海区から要望しております。こちら基本は国交省が担当ということで、国交省の回答ですね、5 行目ぐらいのところですが、国交省では、ミニボートによる海難事故を減少させ、安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、マニュアルですとか動画を HP に掲載していると。そういったものを業界団体を通じて周知を図っています。そのマニユア

ルの中では、目印となるような旗やレーダー反射板を立てることを推奨していると、そういった趣旨の回答がございました。

以上がですね、当海区から要望されていることに関する国からの回答となります。

中島会長            はい、ありがとうございます。私も初めて要望したんですけども、比較的みんな真面目に聞いてくれたなど。もうちょっと冷たくあしらわれるんじゃないかなと思ってましたけれども、対応自体はそれなりの対応をしていただいたと考えてます。

ただ、対応だけじゃなくて、今後ちゃんとやってもらわんといけないですけど、今の説明に関しまして何か質問・意見等ございましたらお受けしたいと思いますが。

濱谷委員            ちょっといいですか。最後の水上スキーね、この辺り。油谷湾でね、どっからか知らんけど、水上スキー、あれをやってる船がおる、陸っぱちで。で、建網を切られたっていう人間がおるほいね、ボートに。潮が引いたら、建網やっていると、あれやから、ちょうどあの楊貴館ってホテルがあるでしょ、あそこの下で。ばっさり網が切られたと。よう来ちよるっちゃ、油谷湾に。あの辺は波が静かだから。どっから来るか知らんけどね。

中島会長            わかりました。今から今後の要望について審議して、その中に入れられるかどうか、また皆さんにちょっと協議していきたいと思います。確かに水上ボートはね、もう、漁業にとっては邪魔だよな。

濱谷委員            油谷湾のところは今、カヤックとか何だかんだがあって、教室とかなんか開くことがあるから、あれやったらね、危ないと思う。

仁保委員            ちょっと、はい、単純な質問ですけど、昔は水上ボートの小型船舶免許についていたが、今頃は別の免許なの？

西島委員            別の免許でしょ、バイク用の免許です。昔、船舶（免許）取っちゃったらそれがついてますけどね、特殊っちゅう。今は別のです。

中島会長            よろしいですか。特にミニボートについてはですね、要望の直前に阿武町の方で2人ほど行方不明、まだ多分ご遺体上がってないんだろうと思うんですけども、そういうこともありましたので。

濱谷委員            あれはね、船外機がね、3馬力やから免許がいらん。

中島会長           だから、法令知識もあまりそんな知識もないですし、ちょうど阿武町でそういうのがあったんで、そういうこともありますよという話はさせてもらったんですけどもね。

濱谷委員           油谷湾なんかは多いですね、あれ。ボートがね。(自分が) 沖に出るときに、油谷湾沖合に(ミニボートが) いて、たまげることがある。

中島会長           他によろしいですか。じゃあ、その結果を受けて今年度どういう要望をやっていくかというのを、提案について、事務局、よろしく願いたいします。

枝廣書記           はい。引き続き、枝廣の方から説明をさせていただきます。  
資料が6ページをご覧ください。まず、1番の全漁調連の要望活動についてというところで、要望活動までの流れがどうなっているのかというところをですね、ご説明させていただきます。

この全漁調連には4つのブロック会議が設置されております。東日本ブロック会議、西日本、日本海、九州と、この4つでございすけれども、当海区は日本海ブロックに所属しております。

このブロック会議にはですね、基本的に各海区の会長が出席をしまして、各海区から要望事項を提案して、ブロックごとに要望内容を取りまとめると。その4ブロックで取りまとめられた要望事項について、全漁調連の各種会議、会長・副会長会議ですとか理事会とか色々ございすけれども、こういったところで調整をしまして、最終的には5月頃の全漁調連総会で要望内容を決定して、7月頃に中央省庁等へ要望活動を実施すると、こういう流れで毎年活動を行っております。先ほど説明しましたのは令和7年度の要望活動ということですが、この流れに沿って、今度は令和8年度の要望活動について検討していく必要があるということでございます。下の2番のところにありますとおり、今回の当海区からの要望事項の案ということですが、10月23日に島根県で日本海ブロック会議が開催されます。その会議において、当海区からはこの3つの項目を提案してはどうかと考えております。

①として、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について、②海洋レジャーに対する指導強化、③我が国EEZにおける韓国延縄漁船の操業禁止についてということで、①と②は、先ほどご説明しました内容で昨年度も提案をしているというものになります。③は、昨年度は要望していないという項目になります。

それぞれ具体的な詳細について、7ページから説明をさせていただきます。

「沿岸漁業と大中まきとの調整」についてということで、7ページ

の「記」以下のところにですね、具体的な内容を書いております。要望内容としましては、沿岸漁業者の重要な漁場については、大中まきの操業を禁止・自粛する措置を講じるなど、沿岸漁業者の操業を確保すること。2 IQ導入などの条件が整った漁業種類におけるトン数制限等の撤廃は、沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進める場合には、事前に沿岸漁業者の十分な理解も得てしてください。3 大中まきの光力規制をはじめとした各種規制の取締強化や付属船へのVMS設置の義務付け命令を行うこと、ということで、内容としては昨年度と同じ内容で継続して要望してはどうかと考えております。

続いて、8ページをご覧ください。「海洋レジャーに対する指導強化」ということで、具体的な要望内容は中段以降の「記」の下の方に書いてございますけれども、1のところはミニボートに関することです。

(1) ミニボートの安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印になる灯火、標旗及びレーダー反射板もある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。(2) ミニボート利用者に対する安全教育や業界への指導力を強化すること。2番は水上バイクに関することですけれども、水上バイクの免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。(2) 水上バイク利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げならない実効性のある対策を実施すること。3番はスピアフィッシングに関することですが、スピアフィッシングを行う遊漁者に対し、目印となる標旗やフロート等の使用、安全教育、指導、普及啓発を強化すること等で、こちらも昨年度と同じ内容を継続要望してはどうかと考えております。

次の9ページですけれども、こちら「我が国EEZにおける韓国延縄漁業の操業禁止」についてということですが。提案理由、そちらに記載しているとおりですけれども、平成11年にですね、新日韓漁業協定というものが発効しまして、日本と韓国、相互入漁、お互いに入り会って操業しましょうということが原則になっておりますけれども、これ以降、我が国のEEZ、特に山口県の沖合にですね、韓国の延縄漁船が入ってくるということで、萩の延縄船団等と非常に大きなトラブルになったということがございました。こういった事態を受けまして、山口県としまして、毎年のように国の方、水産庁等へ陳情しまして、操業区域の縮小や禁止区域の設定など、韓国の延縄漁船に対する規制強化っていうのがされてきましたけれども、根本的な問題解決になっていなかったということで、日韓に民間同士の協議というものも行われまして、その中で、いわゆるホットラインと当時呼んでおりましたけれども、日本の縄船が操業する予定位置を事前に韓国側に提供して、韓国側はそこでは操業しないと、そういうホットラインという取り組みを行った結果、トラブルは大幅に減少したと、そういう経緯がござ

いました。これについては、もちろん韓国側からは、このホットラインはやめてほしいとか、そういった意見が多々出ておったんですけども、そういった中で、平成28年以降ですね、現在に至るまで韓国との相互入漁が中断している状況にあります。これは政治的な背景もあると思うんですけども、韓国の漁船が入ってきていないということで、現在はトラブルは起きていないと。ただ、今後ですね、再び韓国漁船が入ってくるというようなことになれば、トラブルが増加する可能性が非常に高いということですので、その1番下を書いておきますとおり、要望内容としましては、我が国内における韓国漁船の操業を禁止することと、こういった要望をしてはどうかと考えております。この件に関しては、本県の延縄漁船は非常に問題意識が高くでですね、毎年、水産庁出先機関である九州漁業調整事務所とか境港漁業調整事務所の方に陳情を行っております。実はこの明後日も萩の延縄漁業者が、九州漁業調整事務所を訪問してですね、この問題、もし入ってきた場合には取締船で守ってくださいねと、そういった要望になると思いますけれども、そういったことで、毎年ですね、延縄漁業者も取り組みを行っている。そういう状況もございますので、当海区としてもこの要望をしていった方が良いのではないかと考えているところです。

以上、長くなりましたけれども、説明は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと1項目ずつご意見を頂戴したいと思います。

第1点として、「沿岸漁業と大中型まき漁業の調整について」、これについて意見・質問等はございませんでしょうか。

これに関しては、先人の今までの努力で色々な取り決めがなされますので。今月中か、作業部会は。今月中かね？

魚津事務局長        はい。

中島会長            今月中、また、水産庁と、それから水産庁の立ち会いのもと、大中まきと沿岸の作業部会、事務局の協議が行われるということになります。その結果をまた見ながら皆さんと協議をしていきたいと思いますが、大体順調に行ってるのかなと。ただ、そうは言っても要望は続けていくべきだろうと私は思っております。

何か質問等ございませんでしょうか。

委員一同            (質問・意見等なし)

中島会長            よろしいですか。じゃあ、第1項目については引き続き要望をして

いくということで進めたいと思います。

次に、「海洋レジャーに対する指導強化について」ということで、先ほど濱谷委員さんの方からちょっと意見がありましたけれども、これをどういう風にやっていくか、他に質疑・意見等はございませんでしょうか。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 それでは、濱谷委員さんの先ほどの発言ですよね。これをこの文章の中に入れ込むのかなと思いますけれども、事務局、いかがですかね。

魚津事務局長 ちょっと内容は、はい、検討させてもらいたいと思います。

中島会長 入れるとしたら、最初の上段の方の水上バイクのところでは状況の説明ということになろうかと思います。また、この10月やったかな、10月、島根である日本海ブロックの時に水産庁も来ますので、私の方からも、そういうのも含めて強く要望はしておきたいと思います。

濱谷委員 どっからくるかわからんちゃね、この油谷湾とかでも、ボート降ろすのを許可した覚えはないっていうもんね。普通の速いボートいね。

中島会長 YYビーチぐらいで降ろしているんじゃないんですか。

濱谷委員 あそこはない。どっから来るかわからん。

魚津事務局長 先ほど、水上バイクとして水上スキーとかって話も。あれって引っ張るやつですよ。

濱谷委員 うん。

中島会長 近くの角島なんかはそういうあれはないです？

阪井委員 ありますよ。もう沿岸すれすれ。スリルか何か知らんけど、沿岸すれすれをずっと。

濱谷委員 水上バイクやなくて水上スキーをやるために入ってくるわけ？

阪井委員 まあ車で運んでくる人もおられるし、見えんところで降ろす人もおられる可能性もある。

中島会長 その方が簡単でしょうからね。

濱谷委員 水上バイクはわかるよ、ボートは運ばれん。

阪井委員 いや、今頃はボート運んでいますよ。

濱谷委員 いや、あの大きいボートよ。

中島会長 ミニボートなんかは運ぶでしょう。

阪井委員 運んでいます。浮きのついたおっきいボートも。

濱谷委員 水上オートバイは船場から入れさせてくれって、乗用車で引っ張ってきたのが2～3回あったけどね。許可はせんやったけど。波止の内ですらやってもらっては困るからってことで、危ないからってことで。

阪井委員 何回かやったことはありますけど、おっきいトラックで運んでるの見たことあります。

西島委員 港々でちょっと確認しながら。

濱谷委員 どっから来るか知らんけど。

中島会長 やっちゃいけないっていうのは言えんでしょう。だから、その中で、漁業に被害がないようにとか、そういう話しかできないんで。事務局もその辺も含めて、要望までに検討してください。

魚津事務局長 はい。

中島会長 他にありませんか。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 よろしいですかね。じゃあ、一部修正ということで、要望の方は原案どおり進めていきたいと思えます。  
次に、最後の項目になりますけれども、「韓国延縄漁船の操業禁止」、これについて、質問・意見等はございませんでしょうか。  
まあ仁保さん、昔からね、一緒にやってきたんだけど、なんか。

仁保委員 昔は入らせ入らせやったけど、時代変わりました、お互いに行かん

方が安全操業でできるということで。

中島会長

今までもこの要望はあったんですよね。本音の部分ちょっと聞いてますけれども、福岡県の方からは要望をしてきたと。で、越ヶ浜を抱えてる山口県がなぜ要望してなかったのかなということで、山口県としても入れとくべきだろうということで、今回。外交問題の中で韓国と日本、うまくいかない時に入漁が立ち切れになってますから、これはもうぜひとも続けていただきたいと。韓国の機嫌を取るために入漁をさせるなんてことがないように、やっぱり要望しておく必要があるかと思います。よろしいですかね、これも原案とおりの報告で。はい、ありがとうございます。

それでは、議案については一応終わりました。次に、報告事項ですけれども、報告事項のアについては先ほどもう既に報告をいただいたので、次、報告事項イ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」を水産振興課から説明お願いいたします。

國森主任

水産振興課生産振興班の國森と申します。座って説明させていただきます。

資料の 11 ページをご覧ください。「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」ということで、くろまぐろとまあじについて変更を行いましたので、その報告をさせていただきます。

まず、付帯決議についてなんですけれども、本来、知事漁獲可能量を変更する場合はその都度この委員会に諮問する必要があるんですけども、漁獲枠が逼迫した状況等においてはですね、この手続き中に逼迫が積み上がって可能量を超過すると、そういった恐れがあり、スムーズな操業に影響するということがございますので、知事漁獲可能量の増加となる場合及び国の要望調査に基づく不等量交換の実施においては、委員会に対して事後報告をさせていただくということで、先般ご了解をいただいたところでございます。

それで、この度、漁獲可能量変更いたしましたので、報告をいたします。次のページをご覧ください。具体的な数量は下にお示ししているとおりですけれども、まずくろまぐろについてご説明をします。

くろまぐろの配分の方法についてはですね、この右側の 13 ページの表にありますように、ちょっと複雑なルールに基づいて対応するということがですね、くろまぐろ漁業者で構成する山口県太平洋くろまぐろ資源管理協議会といったところで決定をされております。これに、基本的にはこれに基づいて配分を行うといったことになっております。左のページに戻っていただいて、くろまぐろの小型魚ですね、体重 30 キログラム未満の小型魚につきましては、令和 7 年 3 月 27 日に当初配分として 138.6 トン配分してございまして、一段下がっていただ

いて、令和7年4月11日、こちら、この下線の部分が今回の報告の部分になりますけれども、4月11日付けで、不等量交換と言いまして、小型魚を大型魚にその交換をすることができるといった、後ほど詳しく説明をしますけれども、資源管理上、小型魚を保護した方が資源管理に有効だという考えからですね、1.47倍の大型魚に交換することができる、といった取り決めがございます。これを利用して不等量交換を行ったということでございます。一段下がっていただいて、令和7年7月1日付けで、今度は前年からの繰り越しに伴う追加配分ということで23.8トンの追加を行っているということでございます。

続きまして、大型魚の方です。大型魚も、当初配分、3月27日付で56.3トンありまして、一段下がっていただいて、4月11日に先ほどの小型魚でのところで申しました不等量交換で52.0トンが増えております。一段下がっていただいて、7月1日付けで、前年の繰り越しに伴う追加配分で4.7トンの追加が行われております。

ここで「全量承認制へ配分」という風に※印で書かせていただいているんですけども、本来、くろまぐろの大型魚につきましてはですね、漁業種類別の配分というのには行ってないんですけども、先ほどのくろまぐろ資源管理協議会におきまして、ブロック別、漁業種類別に配分して管理することにしておりまして、追加配分につきましては、この右側の大型魚の表の中頃ですね、追加配分は、本来であれば定置網87.3%、承認制12.7%の割合で配分するという事前の取り決めがあったんですけども、この時期的にですね、大型まぐろの本県海域への来遊が1番ちょっとピークになっている時期ということもありまして、承認制が使う枠が不足する見込みといったこともありまして、今回の追加配分につきましては承認制に全部配分するといったことをこの協議会において決定してやっております。その分の定置網にできなかった配分につきましては、漁期の末期に他の県等からの融通をもってそれを充てるといった見通しとなっております。

12ページ戻っていただいて、不等量交換について少し詳しく説明をしますと、昨年度、令和6年度限定としてですね、行われておりました、この1.47倍に小型魚を大型魚に交換できるといった、決まりがですね、資源状態が良くなったということもありまして、令和7年度もこの取り決めに継続するといったことが水産庁から示されました。

これを受けまして、先ほどの協議会においてですね、では小型魚をどれくらい大型魚に交換しますかといったことで希望の調査を行いまして、その結果としまして、令和7年2月に下の表のような要望があったため、これを適用しまして、結果的には、小型魚35.4トンを大型魚52.0トンに交換をしたといった、こういった流れになっております。

くろまぐろについてはこれです。1枚めくっていただいて、まあじ

についてです。まあじは1～12月の管理期間となっておりますけれども、ちょうど6月にですね、管理期間の半分ぐらいが過ぎたといったことですね、数量明示の関係者、島根、山口、長崎、大分、宮崎、鹿児島と、あと大臣管理区分として大中型まき網の関係者が集まりまして、国の留保の一部を取り崩すような形ですね、追加配分を行いました。で、漁獲シェアに基づいて、山口県は結果的に500トンの追加といったことになりまして、当初2,400トンだったものが2,900トンに7月17日付けで追加配分を行っているということでございまして、そのうちの8割を中型まき網漁業に配分して2,320トン。その他の漁業は現行水準となっております。報告は以上です。

中島会長           はい、ありがとうございます。大体の今の漁獲状況、大体でいいんだけど、わかる？くろまぐろとまあじ。

中村主任技師       くろまぐろの大型魚・小型魚につきましては、小型魚の方はまだ漁期が始まっておりませんので、ほとんど漁獲はない状態です。大型魚につきましては、承認制の方はほとんど枠を消化しきった状態になっております。定置網の方の大型魚はなんですけど、この5～6月辺り、かなり大きなまとまった入網がありまして、6～7割程度消化しているような状態になっております。

中島会長           あじは？

國森主任           はい、まあじについてはですね、7月末時点で1,300トン程度ぐらいになっておりまして、消化率で言うと30～40%弱ぐらいになっておりますので、2,900トンあれば例年の漁獲であれば十分足りるだろうといった見込みとなっております。

中島会長           はい、ありがとうございます。まあじの方は余裕があると。まぐろについては、これも回遊次第やけどね。

                  はい、今の報告につきまして、質問・意見等はございませんでしょうか。阪井さん、何かあるんじゃない。

阪井委員           今回、追加枠の解放っていうのがちょっと遅かったんじゃないかっていうところが1つある。それと、山口県に対して割合的にちょっと追加配分が少なかったかなっていう気はします。他県と比べて。

中村主任技師       大型魚については今年度消化率メリットということができなかったかというのが1つの大きな要因かなと思います。やはり消化率メリットがある県ない県で差がついてしまったということと、あとです

ね、追加枠の配分の時期がちょっと遅くなってしまったんですけど、漁期の様子を今年初めてまとまった承認制の漁があったということで、なかなかそのタイミングの見計らうのが遅くなってしまったというのが正直あります。

阪井委員            せっかくの今年本格的に始めたばかりですけど、こんな浜が盛り上がったってことはないので、引き続き山口県に増枠を取れるような、それで山口県の漁師の方がみんな潤うようなやり方っていうか、水産庁へのアピールをしていけたらと。

中島会長            その辺の工夫について、水産振興課の方、よろしく願いいたします。  
他にありませんか。今はもう沖にあんまりいないんですかね。

阪井委員            今は大体北上していったようです。

中島会長            新潟、あの辺の沖合みたいですね、今。  
はい、よろしいですかね。はい。じゃあ、報告事項、最後になりますけれども、報告事項ウ「第31回 見島周辺海域における沿岸漁業と沖合底びき網漁業との漁場利用に関する協議会の結果について」、報告をお願いいたします。

竹川技師            水産振興課の竹川です。事務局の席に座っておりますが、水産振興課としてご報告させていただきます。座って説明させていただきます。  
お手元の資料15ページをご覧ください。

本協議会はいわゆる「見島協議」と呼ばれているものですが、沿岸側と沖底側で取り決めた協定に従い、2年毎に開催されている会議です。協定書では、沖底側の操業自粛水域等が定められており、協定書に付随する確認事項では、船間連絡体制や操業トラブル防止等について定められています。

では今年の見島協議の結果について、ご報告します。まず1番目、今年は7月5日(土)の10時から、県漁協湊支店さんで会議が行われました。出席者は2の表のとおりであり、当海区委員さん4名を含め、計36名の方にご出席いただきました。3番目、協議結果としましては、大きな操業トラブルは生じておらず、双方の合意により協定を更新しました。確認事項等につきましては、(2)のとおり、双方の操業実態に合わせ、無線の周波数を27.676MHzから27.916MHzに修正すること、見島周辺海域における「2 延縄漁業とのトラブル防止について」の中の「延縄漁船は操業時、赤と黄の回転灯を点灯しているの〜」の部分で「延縄漁船は夜間操業時、赤と黄の回転灯を点灯しているの

で～」に修正することが決められました。また、船舶電話一覧表につきましては、島根の第5・8海幸丸を廃業のため削除し、山口の第7・8やまぐち丸を新たに追加しました。最後に（3）次回協議会の開催について、令和9年7月の休場日前日の平日も候補日に含め、日程調整を行うことが決まりました。報告は以上です。

中島会長            はい、ありがとうございます。もうこれに出席していただいた委員の方もたくさんおりますけど、何か質問・意見とかございましたら。

委員一同            （質問・意見等なし）

中島会長            よろしいですかね。

私も出席させていただきました。割とスムーズに今沖合での調整ができてるのかなという風に感じました。今後もですね、沖合底曳、それから大中まき、こういったものと沿岸漁業との調整ってのはやっぱりやっていかないといけないし、またそういう違反っていうかね、そういう情報があれば、また県の方に逐一ご報告いただければ、また協議の場も持てると思いますので、私の方からもお願いをしておきたいと思います。

はい、以上をもちまして準備したのは全部終わりです。以上、終わりますけれども、何かせつかくの機会ですので、この際、こういうことがどうかとかいうような意見がございましたらお聞きしたいと思えますけれども。はい、どうぞ。

一木委員            ちょっとさっきのミニボートの話に戻るんですけど、漁港の中にこう、斜路があるんですよ、船を降ろすところ。昔は小さい船が多かったんで。そこに車で持ってきて、ミニボートとか持ってきて降ろすんですけど、漁港だからそこ使ったらいけないっていうことが言えるかどうか。当然、漁港の中だから遊ぶのは外で遊ぶんですけどね。夕方とか夜とかに来ることもあって、かなり危険なんで、見つけて、やめて、さっきちょっとあったけど。

中島会長            言えることができるかどうかやね。

濱谷委員            私は止めてますよ。

一木委員            やってもいいかって（聞きに）来てくれればね。じゃあ、ちょっとやめてよって言えるけど。

濱谷委員            いや、言わなくても、みんなが私のところに、これだから船降ろして

るぞとか(言いに来るから)、あんたら船勝手に降ろしちゃいけないって言って止めてますよ。

一木委員 相手が優しかったらいいけどね、うん。

中島会長 法的にね、責められるとちょっと弱いところあるかもしれんです。

魚津事務局長 基本的には漁港の施設なので、そういったものを降ろすような施設ではないっていうことが1点。で、おそらくそこって、市町の管理だと思うんですね。

濱谷委員 魚釣り漁港内は全部禁止。危ないから。

魚津事務局長 そういったことがあるっていうことを市町のその漁港担当者等にお知らせしてですね、どうにかならないかっていう風な話もあり得るのかなとは思ってますけど。

南野副会長 いや、うちなんかは、やっぱり、さっき言われたように、(ミニボートを)車で引っ張ってきて、降ろして、また車で引っ張ってあげたりするから、水産事務所に言ってね、縄張ってもええかと言ったんよ。そしたら、ええとも言わん、悪いとも言わん。だから、一応縄張って、立ち入り禁止っていう看板はしてるけどね、それでも中には解いて入るもんもいる。

西島委員 うちもコーン置いてから禁止にしております。で、見つけたら、言われたように、ここはダメですよというような注意はします。

濱谷委員 だからそれは、ここは漁民のための設備やから、あんたのための設備じゃないんだから、だからここはやめてくれってやめさせます。

西島委員 ただ、あんまり強く言うと法的にどうかちゅうことを今言われるから、とりあえずは注意する。注意はするけども。

濱谷委員 法的とか何だとかいうと、逆に文句を言ってくる。

益田委員 漁港施設だから法的には問題ないですよ、別に止めても。多分、今、漁港関係は市の管理で、どこも指定管理でやってると思いますので、ただ、その管理権限も決まっていますので、止めることは可能だと思いますし、法的には問題ないと思います。

濱谷委員 　だから、漁港内も外はええけど、中では魚釣りやめてくれと。針が錨か何かにかかると危ないから説明をしてから。中では関係ないからええわーやっという人もおるけど、いや、これこれやから危ないからやめてくれって言わんと。

中島会長 　あんまりトラブルのないように、優しく言わんにゃいけんかもしれんけど。

西島委員 　命が危ない。

濱谷委員 　すまんけどこれこれやからやめてくれんかって言えば。1回朝方5時頃ちょっと来てくれと言われて行ったら、何か文句言われてから俺は殺されるかと思った。

阪井委員 　ただ、無事に帰ってくれりゃいいけど、あの波を受けて、このあの沖で転覆したとかで、地元の人がそれでボートを出して助けに行くっていう手間を取るのがどうかな。

濱谷委員 　いやね、あの船が入り出すとこでしょ。漁から出てきたり入ってきたりしたときに、もし事故った場合にね、どうにもならない。  
水上ボートや水上スキーも、どっから来るかわからんけど、みんなに聞いたら、知らんって言うから、どっから来るかなと思ってかな。湾内で降ろしてないわけじゃない。

一木委員 　わかりました。はい、またちょっと、市の職員さんとも話してみます。

中島会長 　はい、市の職員とも協議していただければ。それと安全面に関しては、また要望の中で、強く国に言っていきたいと思います。他にありませんでしょうか。

阪井委員 　1ついいですかね。

中島会長 　はい、どうぞ。

阪井委員 　水中銃は絶対いけんっていうのはわかるんですけど、やすでの魚突きについて…

濱谷委員 　ゴム銃やろ。

阪井委員           そうそう。先が離れて繋いである分には関係ないってところが、私の頭の中にあって。

中島会長           水産振興課どうぞ。

枝廣主査           阪井委員さんが仰っているのはチョッキ鉾のことだと、魚を刺した後先端だけ魚にくっついて動く…

阪井委員           そうそう。

枝廣主査           県としては、それもやすの範疇と考えてまして、遊漁者が使うことができるということで。スピアフィッシングとどう調整するかっていうのはありますけど、例えば長門の方だと…

阪井委員           うん、禁漁区。

枝廣書記           そうですね、もう自主的な取り組みですけども、漁協として、ここはやめてください。で、その代わりここはやってもいいですよということで明確に住み分けをしてですね、受け入れると。それでトラブルを減らしているっていうような取り組みもございますので、そういったところも参考にさせていただいて、全部排除できれば漁業者側としてはいいかもしれないんですけども、まず法的には難しいっていうところもある。

阪井委員           けっこう時期的にあったかい時期の方が多いですよね。明らかに賑わってる。その素潜りとかち合ってボートで走っちゃうのももう非常に危ないところもあるし、で、ましてや現場の漁業者とトラブルになりやすい。何か他の獲っちゃうんじゃないかっていう可能性もあるし。どっかそこら辺でなんか規制ができることがあれば模索してほしいと思います。

枝廣主査           先ほど申しましたとおり、まずはちょっと自主的な取り組みで、できるところにやっていただく。それにあたっては下関水産振興局もありますので、助言を受けながらですね、ご検討いただくっていうのが今できる対策ではないかなと思います。

阪井委員           いや、まあ将来的に、何かそういうので何か規制ができるところがあれば模索してほしいかな。

中島会長           まああの、漁業権の内容物を獲るのは、これはもう論外ですからね。

海保なり、県もちろん県もそうだけど、通報していただくという形でね、やっていただければと思います。

よろしいですか。他によろしいですかね。

委員一同 (質問・意見等なし)

中島会長 はい。それじゃあ、大変お疲れ様でした。以上をもちまして、第3回の委員会を終了したいと思います。本日はお疲れ様でした。

(14:33 終了)

上記のとおり第23期第3回(令和7年度第3回)山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人